

事務連絡  
令和 4年 12月16日

指定居宅介護支援事業所 管理者 殿

大牟田市 保健福祉部 福祉課  
介護保険担当課長 龍 俊彦

「令和4年度 管理者要件に関する調査（居宅介護支援および介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業）」（依頼）

平素から介護保険行政につきましてご理解ご協力ありがとうございます。

このたび、令和2年度に引き続き、「令和4年度 管理者要件に関する調査」の実施について、厚生労働省より依頼がありました。

「管理者要件に関する調査」は、すべての指定居宅介護支援事業所が対象となっております。ご多用の折大変お手数をおかけしますが、本調査の意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査の目的や回答方法等については、添付ファイル「02\_「管理者要件に関する調査」へのご協力のお願い」をご確認いただき、回答のほどお願いいたします。なお、回答は下記 URL の調査用サイトへログインいただき、直接のご入力をお願いいたします。

<URL>

<https://en.surece.co.jp/kanrishayoken22/>

（ログイン時、介護保険の事業所番号 10桁とパスワード：kaigo2022 を入力）

<添付ファイル>

1. 02\_「管理者要件に関する調査」へのご協力のお願い
2. 03\_「令和4年度 管理者要件に関する調査」（調査票）

調査へのご回答期限は令和4年12月27日（火）とさせていただきます。  
ご不明点等ございましたら、下記の調査事務局までお問合せください。

=====

「管理者要件に関する調査」事務局

TEL: 0120-223-898

※平日（土日・休日を除く） 9:30～17:30

E-mail: r4\_chousa\_kanrisha@surece.co.jp

=====

（管理者要件に関する調査の経緯）

令和元年度では、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 平成29年12月18日）の「IV 今後の課題」における「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証するべきである。」とされていることを踏まえ、今後の検討に向けた基礎資料とするため、すべての指定居宅介護支援事業所を対象として、管理者の主任介護支援専門員の資格取得状況ならびに経過措置期間中に主任介護支援専門員の管理者を配置できない事業所の実態と配置できない理由を調査いたしました。（「令和元年度管理者要件に関する調査」）。

また、居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 令和元年12月17日）において、「経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。」等とされ、経過措置期限を一部延長したことを受けて、経年で経過を把握するため、継続して同様の内容を調査実施することとしており、令和2年度に引き続き今年度も実施することとなりました。

大牟田市役所 福祉課 介護保険担当 電 話：41-2683 FAX：41-2662
---